

# ふくしまエリアジャックプロモーション事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務

ふくしまエリアジャックプロモーション事業

## 2 業務概要

福島県が実施するイベント等の開催タイミングに合わせて、屋外広告や交通広告、マス広告、デジタル広告などの様々な広告媒体を活用し、イベント等の開催地域を本県の情報で埋め尽くすような「ジャック広告」を展開することにより、本県の正確な情報や魅力を強力に発信し、風評払拭と風化防止、ブランド力向上を図る。

## 3 業務仕様

### (1) 対象事業の選定

ア 県外主要都市において実施する福島県主催のイベント等を対象として、広報課とともに事業担当課へヒアリングを実施し、本事業による効果が高いと見込まれる対象事業を選定する。

イ 対象事業数は3事業以上とする。

### (2) プランニング

ア 上記(1)で選定した事業について、ヒアリング結果に基づき、最も高い効果が見込める広告媒体(エリアも含む)、広告期間、出稿量、広告イメージ(クリエイティブ案)、KPI等をまとめた広告プランを作成し、事業担当課及び広報課に提案する。

イ プランニングに当たっては、複数の広告媒体を組み合わせるなど、イベント等の開催エリアを本県の情報で埋め尽くすような広告展開となるよう配慮すること。また、イベント等の周知に留まらず、本県のポジティブなイメージを醸成する広告も織り交ぜながら、本県の情報に多層的に接触する状況を作り出し、本県のイメージアップや関連する県産品の購入及び本県への来訪を誘引するなどの相乗効果が図られるものとする。

### (3) 広告素材制作・広告出稿

ア 上記(2)で提案し事業担当課及び広報課の承認を受けた広告プランに基づき、広告媒体に応じた広告素材を制作し、担当課及び広報課に提案する。

イ 承認を受けた広告素材について、広告プランに基づき各広告媒体への出稿・運用を行う。

### (4) 効果検証・分析

ア 上記(3)で実施した広告の結果について、効果の検証及び分析(広告プランに記載したKPIの達成度合いを含む。)を行うとともに、これらをまとめたレポートを作成し、事業担当課及び広報課へ報告を行う。

イ 作成・報告を行うレポートは、専門的な知見がなくとも理解できるものとなるよう配慮し、次期の広報展開に活用できるようなものとする。

## 4 委託期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

## 5 見積限度額

91,656千円(消費税及び地方消費税の額を含む)

## 6 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 7 スケジュール

- (1) 説明会の開催（オンライン）  
令和 7 年 3 月 28 日（金）午前 11 時
- (2) 質問書の提出期限  
令和 7 年 3 月 31 日（月）午後 3 時
- (3) 質問書に対する回答期限  
令和 7 年 4 月 2 日（水）
- (4) 参加申込書の提出期限  
令和 7 年 4 月 4 日（金）午後 3 時
- (5) 参加資格確認通知  
令和 7 年 4 月 8 日（火）

- (6) 企画提案書等の提出期限  
令和7年4月10日(木)午後3時
- (7) 書面審査(1次審査)結果通知  
令和7年4月14日(月)
- (8) プレゼンテーション審査(2次審査)  
令和7年4月17日(木)
- (9) 審査結果の通知  
令和7年4月下旬予定
- (10) 契約締結  
令和7年4月下旬予定

## 8 手続に関する事項

### (1) 説明会の開催

説明会に参加を希望する場合は、出席報告書(様式第1号)を広報課(kouho@pref.fukushima.lg.jp)へ電子メール(件名:「出席報告書(ふくしまエリアジャックプロモーション事業)」)により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

なお、説明会に参加していない場合でも、本公募型プロポーザルへの参加を可とする。

#### ア 日時

令和7年3月28日(金)午前11時

#### イ 開催方法

Zoomによるオンライン開催

※参加URLは出席報告書に記載のメールアドレスに送付する。

#### ウ 出席報告書提出期限

令和7年3月27日(木)午後3時

#### エ 参加人数

1事業者3名まで

### (2) 質問等の受付

本プロポーザルの実施要領に関し質問がある場合は、「質問書」(様式第2号)に記入し、以下により提出すること。

#### ア 受付期間

令和7年3月31日(月)午後3時(必着)

#### イ 提出方法

広報課(kouho@pref.fukushima.lg.jp)へ電子メール(件名:「質問書(ふくしまエリアジャックプロモーション事業)」)により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

なお、電話による質問は受け付けない。

#### ウ 回答

質問に対する回答は、令和7年4月2日(水)までに、福島県のホームページに掲載する。

なお、個別の回答は行わない。

### (3) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(様式第3号)を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- ア 提出期限  
令和7年4月4日（金）午後3時（必着）
- イ 提出方法  
広報課（kouho@pref.fukushima.lg.jp）へ電子メール（件名：「参加申込書（ふくしまエリアジャックプロモーション事業）」により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。
- ウ 参加資格の確認  
広報課において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和7年4月8日（火）までに電子メールで通知する。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、上記（3）の参加申込みを行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

- ア 提出期限  
令和7年4月10日（木）午後3時まで（必着）
- イ 提出方法  
広報課へ郵送又は持参により提出すること。  
※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の8時30分から午後5時15分までとする。ただし、令和7年4月10日（木）は午後3時までとする。  
※電子データによる提出は受け付けない。

ウ 提出書類

次の書類を提出先に提出すること。

- (ア) 企画提案書及び工程表（様式任意。ただし、日本産業規格A4判／横  
様式／両面長辺綴じ） 9部
- (イ) 付属資料
  - a 会社概要（様式第4号） 9部
  - b 費用見積書（様式任意・A4判） 9部

9 企画提案書の記載内容

提出する企画提案書には以下の内容を記載すること。

- (1) 与件の整理  
本県が置かれた現状及び課題について整理し記載すること。
- (2) 事業の概要  
提案する事業の概要を記載すること。
- (3) 事業の内容  
事業全体のスキーム・考え方について、「3 業務仕様」に準じた内容で記載するとともに、対象事業のモデルケースとして、以下の令和6年度に実施した3イベントを想定した具体的な実施内容を示すこと。

No.	イベント名	令和6年度実績		
		開催場所	開催日	イベント概要
1	ふくしままるごとフェア	有楽町駅前広場	9/21(土) -9/23(月)	県内の市町村や関係団体等がブースを出展し、ふくしまの美味しい特産品や観光情報などを発信するイベントを開催。
2	ふくしまの酒まつり	JR 新橋駅 西口 SL 広場	10/3(木) -10/4(金)	「ふくしまの酒」を首都圏で PR するため、県内 52 蔵元が集結する飲食イベントを開催。

3	福島くらし&しごと フェア	東京交通会館	11/9(土)	県内の市町村等がブース出展し、「ふくしまぐらし」の魅力を伝える、福島県最大の移住相談会を開催。
---	------------------	--------	---------	---

(4) 自由提案

本事業の効果を更に高めるような企画がある場合は、自由に提案すること。

(5) 業務実施体制

本事業の実施体制について、人員配置計画や役割分担、再委託の有無等を含めて記載すること。

(6) 業務スケジュール

本事業で想定される年間スケジュールを記載すること。

## 10 企画提案書の審査方法、評価基準

(1) 審査方法

ア 1次審査

県が設置する「プロポーザル審査委員会」において、提案者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、2次審査対象者を選定する。

イ 2次審査

県が設置する「プロポーザル審査委員会」において、2次審査対象者のプレゼンテーション審査を行い、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(ア) 日時 令和7年4月17日（木）予定

※開催時刻等の詳細については、1次審査通過者に別途連絡する。

(イ) プレゼンテーションの条件

- a 出席者は、1社3名以内とする。
- b 内容は、企画提案書等の説明、審査委員からの質疑とする。
- c 説明時間は20分、質疑時間は10分、計30分程度の予定。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
プランニング	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデルケースについて、対象イベント等の開催エリアや対象者、性質等の各種条件を勘案し、適切な広告媒体等を選定した効果的な広告プランとなっているか。</li> <li>・イベント等と連動し、開催エリアをジャックするような露出量を確保できているか。</li> <li>・イベント等の周知・誘客だけでなく、本県のイメージアップや関連する県産品の購入及び本県への来訪を誘引するなどの相乗効果が図られるものとなっているか。</li> </ul>
広告素材制作 ・ 広告出稿	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制作する広告素材は、各広告媒体の特性に則したものであるとともに、本事業の目的を達成できる魅力的な内容となっているか。</li> </ul>

検証・分析	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告の結果について、効果検証及び分析（広告プランに記載したKPIの達成度合いを含む）を行うとともに、これらをまとめたレポートの作成・報告がなされるかなされるか。</li> <li>・レポートは専門的な知見がなくとも理解でき、次期の広報展開に活用できるものとなっているか。</li> </ul>
自由提案	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の効果を更に高めるような自由提案がなされているか。</li> <li>・自由提案の実現可能性は十分か。</li> </ul>
業務実施体制	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を円滑に執行できる実施体制となっているか。</li> </ul>
業務スケジュール	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を確実に遂行できるスケジュールになっているか。</li> </ul>
費用見積	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画内容に対して妥当な見積額か。</li> </ul>

### (3) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、福島県のホームページに掲載する。

## 11 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて書類を提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

### (2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

### (3) 辞退

「参加申込書」（様式第3号）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

### (4) 費用負担

プロポーザル参加に要する経費等は、提案者の負担とする。

### (5) その他

- ア 参加者は、参加申込書（様式第2号）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

## 12 契約等に関する事項

### (1) 業務変更・中止

本業務は、国の「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」）を活用した令和7年度当初予算により執行するものであることから、今後の交付金の交付決定等により変更・中止となる場合がある。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託予定者に損害が生じても、その損害について県は一切負担しない。

### (2) 業務仕様書

業務仕様書は、業務委託予定者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を業務委託予定者とする。

### (3) 契約の締結

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

### (4) 契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### (5) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

### (6) 権利

ア 本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）全ての著作権が福島県に譲渡され、期間を定めず福島県に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同様の扱いとし、必要に応じて協議するものとする。

イ 本成果品は、県が適当と認めたウェブサイト、イベント、各種メディア、デジタルサイネージ等での公開を行う場合がある。県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作に当たっては必要な許諾を得ること。

### (5) 関係書類の整備・提出

ア 受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を一定期間保存すること。

イ 受託者は業務完了報告の際、収支報告書を提出すること。

ウ 本業務の執行や精算に際しては以下に留意すること。

(ア) 事業完了後、出張経費、謝金、購入費、外注費などすべての支出につい

- て、支払の根拠となる領収書や銀行振込受領書等を提出すること。
- (イ) 事業完了後、本業務に従事した事業従事者の人件費を請求する場合は、各人の時間単価×時間数によって請求額を算出することとし、単価を証明する書類、従事時間数を証明する業務日誌を提出すること。
  - (ウ) 各経費において、消費税を重複計上（各経費に消費税を計上して、さらに全体に消費税を加算等）することがないように留意すること。
  - (エ) 一般管理費（事業に必要な光熱水費や家賃、回線使用料、文房具などの汎用品など当該事業に要した経費として特定が難しい費用について、一定割合の支払を認められた経費（事業従事者の人件費は含まない。））を計上する場合は10%以内を上限とすること。
  - (オ) 本事業について第三者に再委託等する場合の一般管理費については、事業費における再委託比率50%までを計上することを認める。

〈積算例〉

事業費100万円のうち再委託費70万円の場合、再委託費のうち50万円までを一般管理費の対象とする。

（（直営費30万円＋再委託費50万円）×一般管理費10%＝8万円）

### 13 事務局

福島県総務部広報課 担当：遠藤

電話 024(521)7124 FAX 024(521)7901

メール kouho@pref.fukushima.lg.jp